

1 沖縄事務所管内における一般職国家公務員の在職状況

(単位：人)

府省名	給 与 法 適 用 職 員																任期付職員	行政 執行 法人	検察官	合 計	
	行(一)	行(二)	専門 行政	税務	公(一)	公(二)	海(一)	海(二)	教(一)	教(二)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	福祉	指定					計
人 事 院	9																9			9	
内 閣 府	852		5													2	859	1		860	
国家公安委員会	64				13												77			77	
総 務 省	55	1															56			56	
法 務 省	146	1			230	219						4	4	5			609		24	633	
出入国在留管理庁	173				24												197			197	
公 安 調 査 庁						24											24			24	
財 務 省	303	2					14							1			320			320	
国 税 庁	2	4		546										1			553	1		554	
厚生労働省	313	124	9									20	31	179	8		684			684	
農 林 水 産 省	9		60														69			69	
林 野 庁	17																17			17	
水 産 庁	4																4			4	
経 済 産 業 省	8																8			8	
特 許 庁	1																1			1	
国 土 交 通 省	116		318														434			434	
気 象 庁	227																227			227	
海 上 保 安 庁	138	1				1,571										1	1,711			1,711	
環 境 省	24																24	2		26	
独立行政法人 駐留軍等労働者 労務管理機構																			70	70	
合 計	2,461	133	392	546	267	1,814	14					24	35	186	8	3	5,883	4	70	24	5,981
構 成 比 (%)	41.8	2.3	6.7	9.3	4.5	30.8	0.2					0.4	0.6	3.2	0.1	0.1	100.0				

※ 「令和2年度一般職の国家公務員の任用状況調査（令和3年1月15日現在）」による。ただし、駐留軍等労働者労務管理機構の職員数は沖縄事務所調べ。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数 4.45月〕

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

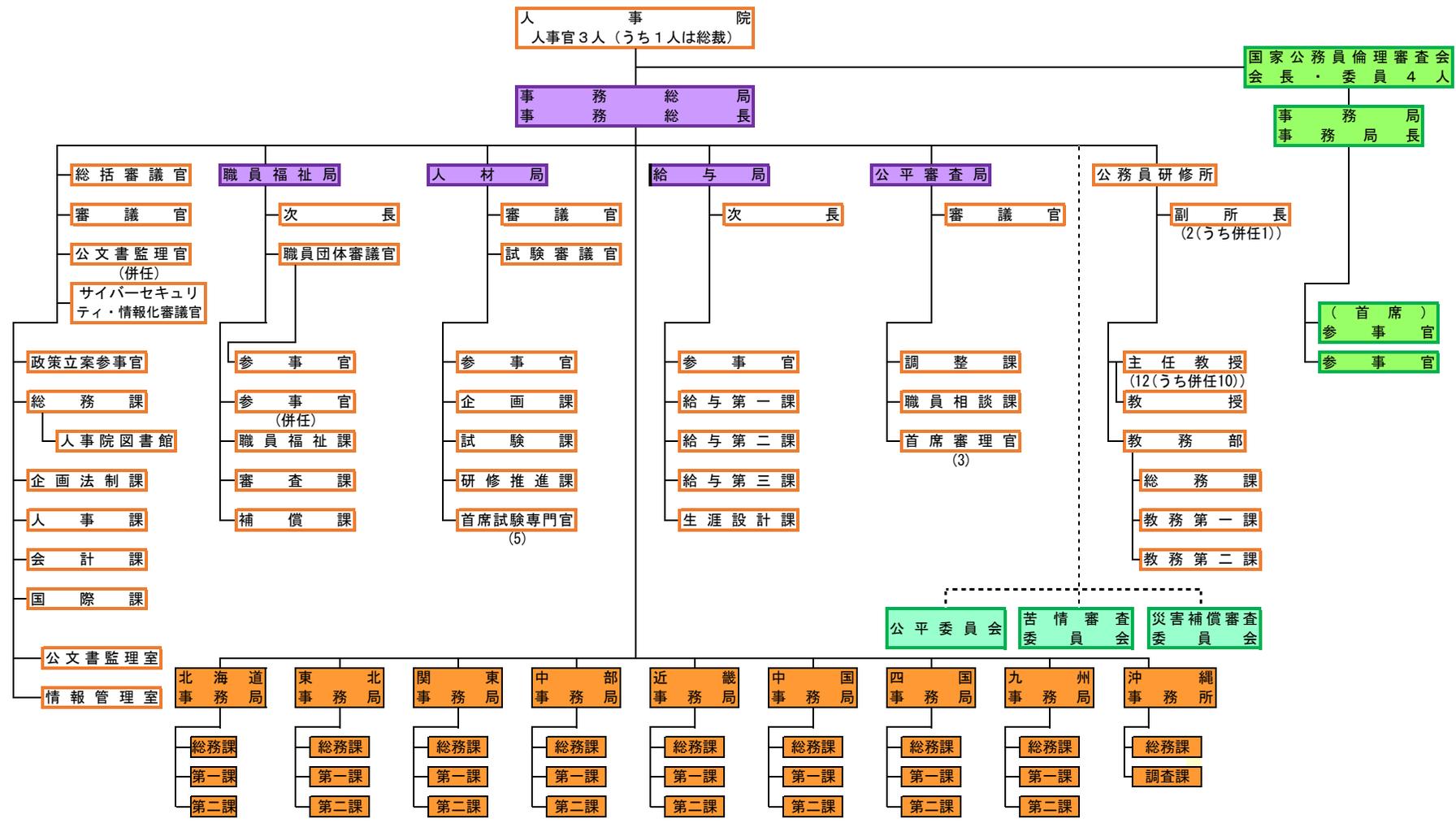
公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

3 人事院の給与勧告と実施状況の概要

人事院勧告		国会決定	
勧告年月日	内 容	実施年月日	内 容
35. 8. 8	12. 4%引上げ	35. 10. 1	(一部手直しのほか勧告どおり)
36. 8. 8	7. 3% "	36. 10. 1	勧告どおり
37. 8. 10	9. 3% "	37. 10. 1	(一部手直しのほか勧告どおり)
38. 8. 10	7. 5% "	38. 10. 1	勧告どおり
39. 8. 12	8. 5% "	39. 9. 1	"
40. 8. 13	7. 2% "	40. 9. 1	"
41. 8. 12	6. 9% "	41. 9. 1	"
42. 8. 15	7. 9% "	42. 8. 1	" (ただし、都市手当を調整手当とする)
43. 8. 16	8. 0% "	43. 7. 1	"
44. 8. 15	10. 2% "	44. 6. 1	"
45. 8. 14	12. 67% "	45. 5. 1	"
46. 8. 13	11. 74% "	46. 5. 1	"
47. 8. 15	10. 68% "	47. 4. 1	"
48. 8. 9	15. 39% "	48. 4. 1	"
49. 7. 26	18. 62% " (49.5.30 10%引上げの暫定支給措置あり)	49. 4. 1	"
50. 8. 13	10. 85%引上げ	50. 4. 1	"
51. 8. 10	6. 94% "	51. 4. 1	"
52. 8. 9	6. 92% "	52. 4. 1	"
53. 8. 11	3. 84% "	53. 4. 1	"
54. 8. 10	3. 70% "	54. 4. 1 (指定職は 54.10.1)	"
55. 8. 8	4. 61% "	55. 4. 1 (指定職は 55.10.1)	"
56. 8. 7	5. 23% "	56. 4. 1 (指定職は 57.4.1)	" (一部手直しのほか勧告どおり)
57. 8. 6	4. 58% "	—	—
58. 8. 5	6. 47% "	58. 4. 1	修正実施(2.03%)
59. 8. 10	6. 44% "	59. 4. 1	" (3.37%)
60. 8. 7	5. 74% "	60. 7. 1	勧告どおり
61. 8. 12	2. 31% "	61. 4. 1	"
62. 8. 6	1. 47% "	62. 4. 1	"
63. 8. 4	2. 35% "	63. 4. 1	"
元. 8. 4	3. 11% "	元. 4. 1	"
2. 8. 7	3. 67% "	2. 4. 1	"
3. 8. 7	3. 71% "	3. 4. 1	"
4. 8. 7	2. 87% "	4. 4. 1	"
5. 8. 3	1. 92% "	5. 4. 1	"
6. 8. 2	1. 18% "	6. 4. 1	"
7. 8. 1	0. 90% "	7. 4. 1	"
8. 8. 1	0. 95% "	8. 4. 1	"
9. 8. 4	1. 02% "	9. 4. 1 (指定職は 10.4.1)	"
10. 8. 12	0. 76% "	10. 4. 1	"
11. 8. 11	0. 28% "	11. 4. 1	"
12. 8. 15	0. 12% (俸給表の改定見送り)	12. 4. 1	"
13. 8. 8	0. 08% ("、暫定的な一時金の支給)	13. 4. 1	"
14. 8. 8	2. 03%引下げ	14. 12. 1	"
15. 8. 8	1. 07%引下げ	15. 11. 1	"
16. 8. 6	改定なし(官民較差は0. 01%)	16. 10. 28	"
17. 8. 15	0. 36%引き下げ	17. 12. 1	"
18. 8. 8	水準改定の勧告なし(官民較差は0. 00%)	—	—
19. 8. 8	0. 35%引き上げ	19. 4. 1	勧告どおり (指定職は実施見送り)
20. 8. 11	水準改定の勧告なし(官民較差は0. 04%)	—	—
21. 8. 11	0. 22%引き下げ	21. 12. 1	勧告どおり
22. 8. 10	0. 19%引き下げ	22. 12. 1	"
23. 9. 30	0. 23%引き下げ	24. 3. 1	(一部手直しのほか勧告どおり)
24. 8. 8	水準改定の勧告なし(官民較差は0. 07%)	—	—
25. 8. 8	給与等に関する報告(勧告なし:官民較差は0. 02%)	—	—
26. 8. 7	0. 27%引き上げ	26. 4. 1	勧告どおり
27. 8. 6	0. 36%引き上げ	27. 4. 1	"
28. 8. 8	0. 17%引き上げ	28. 4. 1	"
29. 8. 8	0. 15%引き上げ	29. 4. 1	"
30. 8. 10	0. 16%引き上げ	30. 4. 1	"
元. 8. 7	0. 09%引き上げ	31. 4. 1	"
2. 10. 7	水準改定の勧告なし(官民較差は0. 04%) ※ 10月7日に給与の改定を先行して勧告。10月28日 に月例給は改定しないことを報告。	2. 11. 30	"
3. 8. 10	水準改定の勧告なし(官民較差は0. 00%)	—	—



5 人事院沖縄事務所の組織及び事務分掌

令和4年4月1日現在

